

## 静岡県告示第335号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃）使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和元年10月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 伊豆アニマルキングダム特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域（区域名・区域表示の変更）

東伊豆町伊豆アニマルキングダム敷地の東北端を起点として、同地点からアニマルキングダムと造林地境を約0.8キロメートル北西に進み防火線に至り、同地点から防火線に沿って北東に進み浅間山頂上に至り、同地点から稜線に沿って約0.7キロメートル南東に進み防火線に至り、同地点から南西に進み起点に至る一円の区域。

#### (2) 面積

10ヘクタール

#### (3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

#### (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 2 寒天車道特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域

国道414号線寒天林道入口の登り口を起点として、同地点から登り尾の山稜線沿いに南東に進み新山峠に至り、同地点から山稜線沿いに北東に進み天城鳥獣保護区界に至り、同地点から同鳥獣保護区との境界線を北進し、南西に進み起点に至る一円の区域。

#### (2) 面積

144ヘクタール

#### (3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

#### (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 3 三島市北原菅特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域（区域表示の変更）

広域基幹林道北箱根山線と27・28林班界との交点である三島市北原管水道施設を起点として、27・28林班界に沿って南西に進み27林班と28林班の準林班ろ・に界との交点に至り、同地点から28林班の準林班ろ・に界に沿って西進し28林班の準林班い・ろ・は・に界との交点に至り、同地点から28林班の準林班い・は界に沿って南西に進み28林班の準林班い・は界と34林班界との交点に至り、同地点から28・34林班界に沿って北北東に進み28・30及び34林班界との交点に至り、同地点から28・30林

班界に沿って北東に進み 28・29 及び 30 林班界との交点を経て 28・29 林班界に沿って北東に進み同林班界と広域基幹林道北箱根山線との交点に至り、同地点から広域基幹林道北箱根山線に沿って南東に進み起点に至る一円の区域。

(2) 面積

35ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

4 平山特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

伊豆の国市葦山江川邸駐車場入口橋を起点として、同地点から市道葦 2－17 号線を約 560 メートル南進し、同地点から同線を約 750 メートル南進し大字葦山葦山字平山に至り、同地点から同大字葦山葦山字平山と大字南條字岩戸境を岩戸洞市営住宅に至り、同地点から昌溪院洞前道路を 620 メートル西進し、市道葦 651 号線を経て荒神山鳥居前に至り、同地点から市道葦 648 号線と市道葦 646 号線を経て県道函南停車場・反射炉線との交点に至り、同地点から同線を北進し市道葦 638 号線に至り、同地点から同線を北進し市道葦 637 号線に至り、同地点から同線を北進し市道葦 1－5 号線との交点に至り、同地点から同線を東進し県立葦山高等学校正門前に至り、同地点から市道葦 626 号線を南東に進み市道葦 625 号線を東進し起点に至る一円の区域。

(2) 面積

80ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

5 奥野ダム周辺特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

県道池東松原線と県道伊東修善寺線（中伊豆バイパス）との交点を起点として、県道伊東修善寺線を西進し市道奥野線との交点に至り、同地点から同線を南進し林道奥野線との交点に至り、同地点から同線を南東に進み伊東市荻字奥野 714 番地の 1 の南端に至り、同地点から沢に沿って東北東に進み伊東カントリークラブ管理道との交点に至り、同地点から同線を北西に進み市道一ノ沢・池ノ平線から起点に至る一円の区域。

(2) 面積

233ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

6 浮島沼特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

富士市道吉原沼津線と滝川右岸堤防の交点を起点として、同市道を東進し沼津市境に至り、同地点から沼津市境沿いに南進し沼川右岸堤防との交点に至り、更に沼津市境に沿って西進し再度沼川右岸堤防との交点に至り、更に沼津市境に沿って沼川を横断し南進し東海旅客鉄道(株)の東海道本線との交点に至り、同地点から東海道本線沿いに西進し東海道本線学校下踏切に至り、同地点から日本製紙(株)富士工場沿いを北進し沼川左岸堤防との交点に至り、同地点から沼川左岸堤防沿いに西進し滝川右岸堤防の延長線との交点に至り、同地点から滝川右岸堤防沿いに北進し起点に至る一円の区域。

(2) 面積

1,012ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

7 笹間川ダム湖周辺特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

中部電力笹間川ダム管理道路と市道初瀬線との交点を起点とし、同市道を北進し、主要地方道藤枝天竜線との交点に至り、同主要地方道を北進、東進し、市道桑之山線との交点に至り、同市道東進、南進し、林道笹間渡線に至る。同林道を西進し、中部電力笹間川ダム管理道路に至り、同管理道路を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の地域。

(2) 面積

68ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

8 高田ヶ丘特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道深谷大平線と県道川上菊川線との交点を起点とし、県道川上菊川線を北進し市道榎下・深ヶ谷線との交点に至る。同地点より市道榎下・深ヶ谷線を北進し、市道池通り神尾線との交点に至る。同地点より市道池通り神尾線を東進し、市道深ヶ谷神尾原線との交点に至る。同地点より市道深ヶ谷神尾原線を南西に進み、市道深谷大平線との交点に至る。同地点より市道深谷大平線を西進し、起点に至る一円の区域。

(2) 面積

25ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和6年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

9 火剣山特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

市道西沢支線1号線の終点を起点とし、起点から南下し、市道火剣線との交点に至る。この交点からさらに南下し、市道火剣線と市道西沢支線2号線との交点に至る。この交点から市道西沢支線2号線の終点へと西進し、同道路終点から中部電力所有の送電線浜岡幹線64号鉄塔とを直線で結び、同鉄塔から浜岡幹線65号鉄塔とを直線で結び、島田市境へと至る。市境に沿って北上の後、南下し、市道東富田線との交点に至る。この交点から市道東富田線を南下し、市道細谷線との交点に至る。この交点から市道細谷線を南下し、市道中尾線との交点に至る。この交点から市道中尾線を南下し、認定外市道を通り、起点へと至る一円の区域。

(2) 面積

107ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

10 丹野・古谷特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道東447号線と県道大東菊川線の交点を起点とし、市道447号線を東進し市道内谷線との交点に至る。同地点より市道内谷線を南進し、市道東437号線との交点に至る。同地点より市道東437号線を南西に進み、市道古谷高橋原線との交点に至る。同地点より市道古谷高橋原線を西進し、県道大東菊川線との交点に至る。同地点より県道大東菊川線を北進し、起点に至る一円の区域。

(2) 面積

237ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

11 三川地区特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道見取山田線の袋井市と磐田市との市境を起点とし、見取山田線を南進し市道見取大谷幕ヶ谷線との交点に至り、同地点から見取大谷幕ヶ谷線を西進し袋井市と磐田市の市境に至り、市境を北進しさら

に東進し起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 面積

689ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

12 新川流域特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

旧雄踏町境と主要地方道浜松雄踏線との交点を起点とし同地点から主要地方道浜松雄踏線に沿って東進し、市道志都呂50号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南進し、志都呂5756-1（ゴルフ練習場）に至り、同地点から同地番に沿って東進し、180メートルのところを南進し、新川右岸に至り、同地点から南西を見通した市道篠原3号線に渡り、同地点から同市道に沿って南進し、市道篠原10号線との交点に至り、同地点から用水路に沿って南進し、市道篠原10号線との交点に至り、同地点から用水路に沿って南進し、市道篠原115号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、市道志都呂篠原線との交点に至り、同地点から東海道新幹線に沿って南西に進み、主要地方道浜松環状線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北進し、旧雄踏町境との交点に至り、同地点から同境に沿って北東に進み、西進し、北西に進み、主要地方道浜松環状線を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 面積

136ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

13 宇布見特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

主要地方道浜松雄踏線と主要地方道細江舞阪線との交点を起点とし、同地点から主要地方道細江舞阪線に沿って南進し、東海道新幹線との交点に至り、同地点から東海道新幹線の北側に沿って東進し、東海道新幹線と主要地方道浜松環状線との交点に至り、同地点から主要地方道浜松環状線を北上し、旧浜松市との行政界との交点に至り、同地点から同境に沿って北東に進み、西進し、北西に進み、主要地方道浜松環状線を経て、主要地方道浜松雄踏線との交点に至り、同地点から同線を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 面積

159ヘクタール

(3) 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））